

# 児童クラブのご案内

(令和7年度入所分)

かしの木児童クラブ  
いちょうの木児童クラブ  
ふじ(第一・第二)児童クラブ

※指定管理者更新年度であるため、令和6年度の内容になっております。更新後、内容が変わる可能性があります。

## 【児童クラブの目的】

児童クラブは、町立小学校に在学する児童のうち、保護者等の就労等により保育が必要な児童に対し、保護者に代わり保育することにより、児童の健全な育成を図ることを目的としています。

## 【指定管理者】

宮代町内の学童保育所(児童クラブ)は、全施設において指定管理者制度を導入しており、指定管理者が施設の管理運営を行っています。

- ・宮代町学童保育所指定管理者：「株式会社アンフィニ」
- ・指定期間：令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

## 【児童クラブの名称及び所在地等】

児童クラブ名	所在地	電話番号
かしの木児童クラブ(百間小)	西原261	0480-33-8740
いちょうの木児童クラブ(東小)	百間5-8-48	0480-33-8680
いちょうの木児童クラブ分室(東小)	百間4-11-17(深井ビル内)	090-8723-8603
ふじ第一児童クラブ(笠原小)	百間1105-12	090-8723-8663
ふじ第二児童クラブ(笠原小)	百間1122-1(保健センター付近)	080-8825-2715

## 【保育時間と休所日】

### 保育時間

[平日] 放課後 ~ 午後 7:00

[土曜日] 午前 7:30 ~ 午後 5:00

[学校休業日等(夏・冬・春休み、学校振替休業日等)] 午前 7:30 ~ 午後 7:00



### 休所日

- ・日曜日、祝日、年末年始(12月29日~1月3日)
- ・その他休所を必要とする日(インフルエンザ流行等感染症等による学級及び学校閉鎖、台風・集中豪雨・地震等災害時の臨時休校等)

## 【行事予定】

- ・サッカー教室
- ・ダンス教室
- ・ドッジボール教室
- ・手話教室
- ・避難訓練
- ・理科実験教室
- ・マジックショー
- ・けん玉教室
- ・お誕生日会
- ・スナッグゴルフ教室
- ・ボッチャ教室
- ・切り絵体験教室

※令和2年度～令和6年度までに開催したイベントを令和7年度も継続的に開催する予定ですが、都合により変更になる場合があります。

## 【保育料・おやつ代・保険代】

**保育料** 一人あたり 月額 8,000円 (徴収:町)

- ・口座振替にて納めていただきます。

原則、毎月末日が振替日になります。(金融機関が休業の場合は、翌営業日)

- ※ 月の途中での入所 … 日割りの額となります。

日割り分の保育料については、納付書をお送りします。

指定金融機関にて納入してください。

- ※ 月の途中での退所 … 退所月の保育料については、一旦全額お支払いいただき、翌月以降に日割り額との差額を返金いたします。

**おやつ代** 一人あたり 月額 2,000円 (徴収:学童保育所)

- ・集金袋に入れて送迎の際に必ず保護者の方から指導員に直接お渡しください。(前月の期限まで)

※代金はおつりのないように準備をお願いします。

※詳しくは各児童クラブにお問い合わせください。

**保険代** 一人あたり 年額 800円 (徴収:学童保育所)

- ・学童保育中のお子さまの万一のケガ等に備え、スポーツ安全保険へ加入いたします。

(保険代は保護者の方の別途負担となります。)

代金はおつりのないように準備をお願いします。

- ※ 保険内容 … 傷害保険(入院・通院日額補償)・賠償責任保険・突然死葬祭費用保険

【各種届出】 ※各種届出様式は、子育て支援課こども保育担当 または 各児童クラブにあります。

**内容等変更届** … 転居、保護者勤務先等の異動がありましたら、

速やかに 各児童クラブ または 子育て支援課こども保育担当へ届出してください。

**長期欠席届** … 学童保育所を1か月以上欠席する場合は、長期欠席届の提出が必要です。

※届出を提出されない等、正当な理由なく長期間にわたって通所実績がない場合は、入所を取り消すことがあります。

《届出の受付期限》 長期欠席する予定日の1週間前まで

※手続き方法は、様式を児童クラブまたは子育て支援課こども保育担当に提出する方法の2通りあります。

**退所届** 月の途中での退所 … 退所予定日の前日(前日が土、日、祝にあたる場合は直前の開庁日)までに届出してください。

月末退所の場合 … 前月の末日(土、日、祝の場合は直前の開庁日)までに届出してください。

※手続き方法は、電子申請による方法と様式を児童クラブまたは子育て支援課こども保育担当に提出する方法の2通りあります。

注)退所に伴うおやつ代の取扱い

児童クラブでのおやつ等の事前発注等の事情により、月の途中での退所による返金は、原則できません。  
また、月末退所届の提出が25日以降になる場合には、児童クラブへ電話連絡をお願いいたします。

勤務状況の適正な把握に努める為、勤務証明の提出を求める場合がありますのでご協力ください。

## 【保育料免除】

次の要件のいずれかに該当する方は保育料免除対象となりますので、学童保育所保育料免除申請書を届出してください。

※手続き方法は、様式を児童クラブまたは子育て支援課こども保育担当に提出してください。

- ◇ 就学援助を受けている方      ◇ 児童扶養手当を受けている方
- ◇ 生活保護または中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国在留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている方
- ◇ 放課後等デイサービスを利用している方

\*保育料免除決定となり、返金が生じる場合は、保育料振替依頼書記入の口座に返金いたします。

## 【入所について】

- ・各児童クラブにおいて定員を大幅に超えた場合には、申込状況や入所状況によっては入所をお待ちいただく場合もありますのであらかじめご了承ください。
- ・各児童クラブの入室クラスについては、学年等を考慮して指定管理者が決定します。希望どおりにならない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

## 【登所・降所】

### 登所

- ・下校時、直接児童クラブに登所するようにお子様にお話ください。
- ・春、夏、冬休み等、一日保育の場合は安全確保のため、保護者の方が保育室までお子様をお連れください。また、保育の流れがありますので、定刻の9:30までに登所してください。  
(お子さまの安全確保のため、ひとり登所は認めておりません)
- ・インフルエンザ等の感染症にかかった時は登所させないでください。

### 降所

- ・午後7:00まで(土曜日は午後5:00まで)に必ず保護者が児童クラブまで迎えに来てください。  
(お子さまの安全確保のため、ひとり降所は認めておりません)

※やむを得ず時刻までに登所・迎えに来られない場合は、事前にその旨を指導員に連絡してください。  
(保護者以外の方が迎えに来られる場合も、事前に連絡の上、身分証明書の提示をお願いしています。)

### 欠席

- ・病気その他で欠席する場合は、必ず保護者が指導員にお知らせください。
- ・正当な理由がなく長期間にわたって通所の実績がないときは、退所いただく場合があります。

## 【お弁当・おやつ】

- ・児童クラブは給食がありませんので、一日保育及び土曜日などは、お弁当を持参してください。児童クラブにて注文弁当(実費がかかります)もありますので、詳しくは、児童クラブへお問い合わせください。
- ・おやつは保育の一環として提供しております。欠席の場合におやつをお渡しすることはできませんので、ご理解くださいますようお願いいたします。

## 【アレルギー対応】

### 食物アレルギー・その他アレルギー

- ・アレルギー個別対応票に基づき、保護者の方と指導員が面談を行います。
- ・児童クラブのおやつはアレルギー食物の“完全除去”ができないため、症状に応じて家庭から持参していただく場合があります。
- ・対応薬管理の基本は児童となります。